

経済産業省

受託調査

インドネシアの模倣品対策に関する調査

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）

ジャカルタ事務所

の商標は、識別力溢れるパッケージデザインや色彩も相俟って、インドネシア及び世界でも周知である。原告は、自社商標のプロモーションを大規模に展開し、他の国でも当該商標を登録してきた。スラバヤ地方商務裁判所は、原告を支持する判決を下し、「Gudang Garam」は周知商標であり、商標「Gudang Baru」及び画像は原則として商標「Gudang Garam」及び画像に類似する、そして被告は、「Gudang Garam」商標の名声にただ乗りしようという悪意をもって、自らの商標出願を申請したと述べた。従って、裁判所は、「Gudang Baru」商標登録の取消しを認めた。

被告は、上の判決に抗って、最高裁判所において判決破棄を求めた。最高裁判所は、被告の判決破棄の主張を受け入れ、スラバヤ地方商務裁判所の判決を覆した。最高裁判所は、商標「Gudang Baru」の登録は現実として年数を経たものであり、悪意の証拠はなく、また比較してみても両商標は類似せず、従って混同を生じさせるものではないと述べ、その判決第 162 K/Pdt.Sus-HKI/2014 を発した。

5. 権利登録

5.1 権利別出願・登録件数

インドネシアはアセアンの中で出願件数が最も多い。2014 年度の出願件数による順位は、特許 50 位、商標 24 位、意匠 28 位であり、2013 年度より 7.7%増加した⁷⁴。知的財産保護に関する世界競争力は、144 国の中で、43 位で、昨年度より 12 位上がったと評価されている⁷⁵。

⁷⁴ World Intellectual Property Indicators, 2015 年 12 月発行

⁷⁵ World Economic Forum's 2014-2015 global competitive report

5.1.1 標準特許

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ>

出願年	出願件数	登録件数
2011	5,830 (4,839)	不明
2012	6,758 (5,471)	2,822
2013	7,451 (6,128)	2,642
2014	8,024 (4,759)	2,253
2015	8,478 (6,719)	1,174

(括弧内は PCT (特許協力条約) 出願の国内移行の件数 <データ出所：知的財産総局 2015 年 12 月アップデートのもの>)

5.1.2 簡易特許

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ>

出願年	出願件数
2011	292
2012	269
2013	349
2014	324
2015	396

5.1.3 産業意匠

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ、但し 2014 年の出願件数は知財総局 2015 年 12 月アップデートのもの>

出願年	出願件数	登録件数
2011	4,198	不明
2012	4,618	431
2013	4,251	3,014
2014	3,731	3,877
2015	不明	3,347

5.1.4 商標

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ>

出願年	出願件数	登録件数
2011	53,196	不明
2012	64,454	25,442
2013	62,950	17,574
2014	60,861	36,620
2015	61,763	35,900

5.1.5 著作権

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ>

出願年	出願件数
2011	不明
2012	2,487
2013	6,305
2014	5,678
2015	5,763

5.2 2015 年国別上位 10 カ国の出願件数

次の表は 2015 年分の出願国を反映するものであり、2015 年 12 月 31 日に知財総局の情報技術局 (Directorate of Information Technology) により報告されたものである。

5.2.1 標準特許/簡易特許

順位	標準特許	簡易特許
1	日本	台湾
2	アメリカ	日本
3	ドイツ	中国
4	韓国	マレーシア
5	スイス	タイ
6	中国	シンガポール
7	オランダ	インド
8	フランス	韓国
9	イギリス	イタリア
10	スウェーデン	香港

5.2.2 意匠

順位	国名
1	日本
2	イギリス領ヴァージン諸島
3	アメリカ
4	オランダ
5	韓国
6	ドイツ
7	スイス
8	イギリス
9	スウェーデン
10	マレーシア

5.2.3 商標

順位	国名
1	アメリカ
2	日本
3	ドイツ
4	スイス
5	シンガポール
6	フランス
7	イギリス
8	中国
9	オランダ
10	マレーシア

5.2.4 著作権

順位	国名
1	アラブ首長国連邦
2	アメリカ領サモア
3	オーストリア
4	オーストラリア
5	ベルギー
6	カナダ
7	スイス
8	中国

5.3 出願フロー・費用・期間・言語

インドネシアは、先願主義（first-to-file）を採用しているので、知的財産に係る権利を最初に出願したものが、登録を受けるとその権利を有する。

5.3.1 特許

特許には、標準特許（standard patent）及び簡易特許（simple patent）がある。簡易特許は、特許を得るまでの期間が短い。標準特許が出願日より 20 年間保護を得ることに対し、出願日より 10 年間保護を得ることになる。

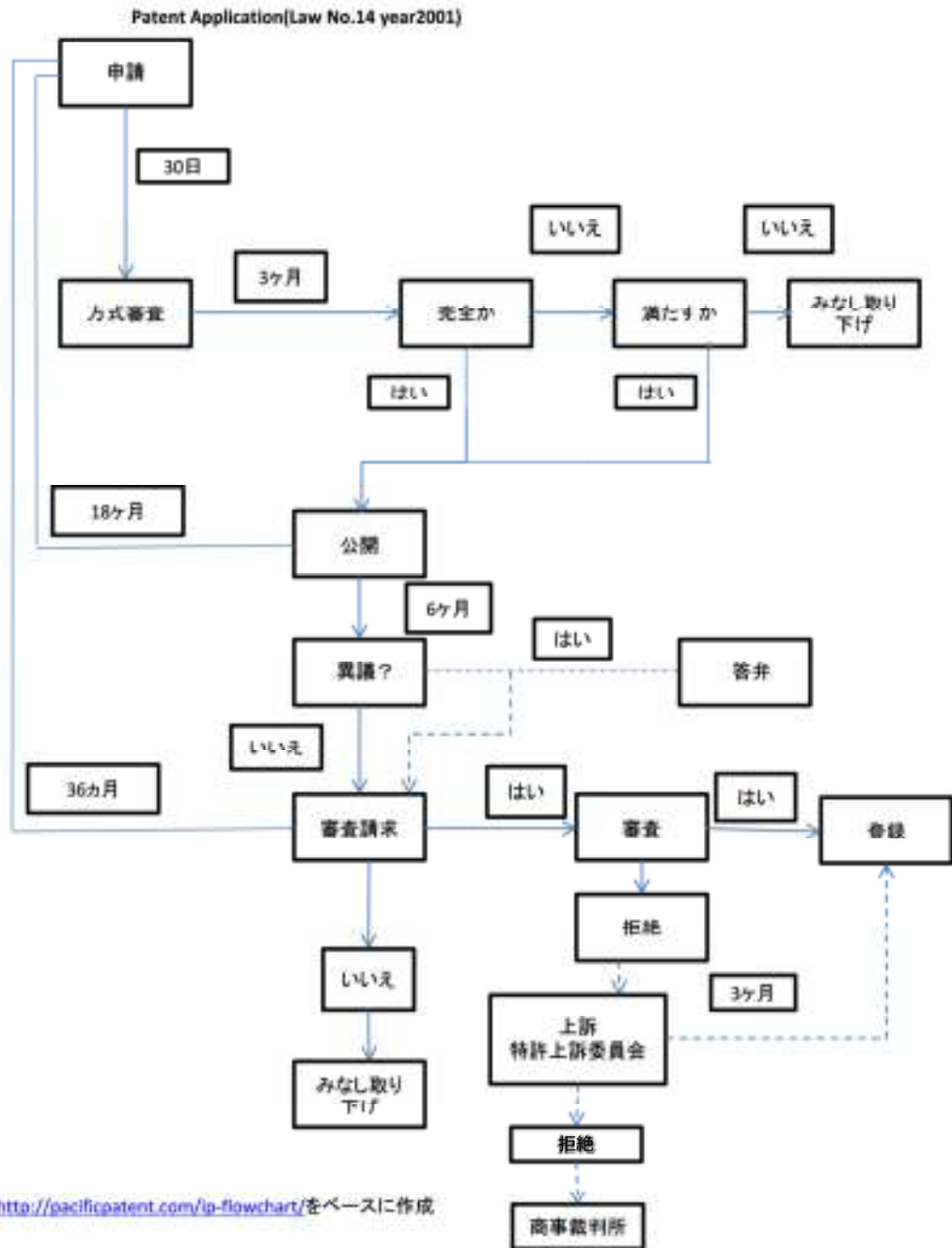
5.3.1.1 標準特許

日本と異なり、出願公開日より 6 ヶ月の異議申立て期限が設けられている。出願から登録まで 3～5 年程度の時間がかかる。

出願必要書類：明細書、願書、委任状、Declaration of Ownership, Assignment of Invention
(公証又は認証不要)

言語：インドネシア語

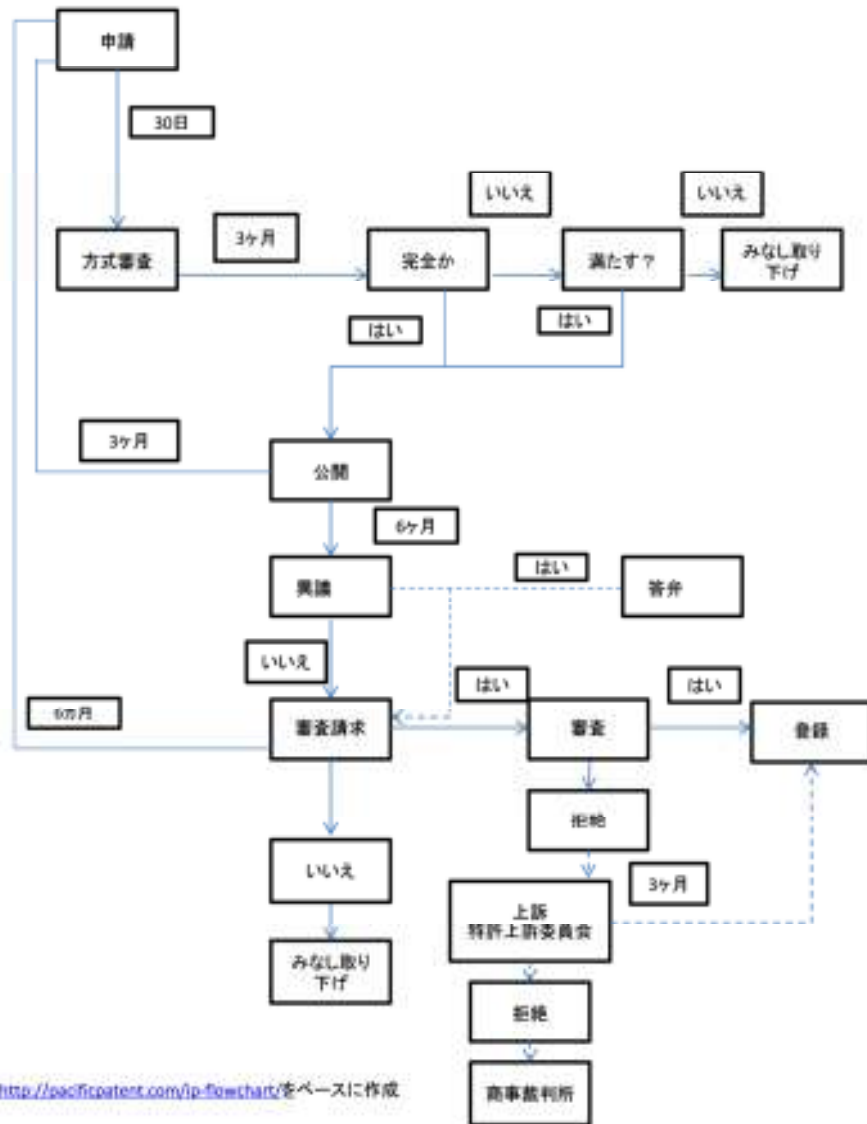
標準特許の出願フロー



5.3.1.2 簡易特許

物の形状、形態、構造、若しくはこれらの組み合わせを保護対象とし、新規性の有無の審査により登録要件が判断される。進歩性は不要である。審査請求は出願日から 6 月以内である。従って、ライフサイクルの短い製品等について、早期に独占権の付与を望む場合は、簡易特許による保護を検討しても良い。但し、簡易特許の存続期間は 10 年間であることに留意すべきである。

簡易特許の出願フロー



5.3.2 工業意匠

意匠権は、新規の意匠に対して与えられる（第 2 条 1 項）。出願日（優先日）において事前に公表された意匠と同一でない場合は、新規であるものとみなされる（同条 2 項）。意匠の保護は、出願日から 10 年間で与えられる（第 5 条 1 項）。

出願から登録まで 2～3 年の時間がかかる。

公開日より 3 ヶ月以内に異議申立。

必要書類：意匠の図面又は写真、意匠の説明、願書、委任状、Declaration of Ownership, Assignment of Invention (公証又は認証不要)

5.3.3 商標

不正な目的による出願が多いため、ビジネスを始める前に出願を済ませるのが有効である。正式代理店による不正出願が多く、代理店を変更する際に問題が生じる虞がある。異議申立により拒絶されるのは難しいので、商務裁判所（Commercial court）において取消を申立てる結果になる。

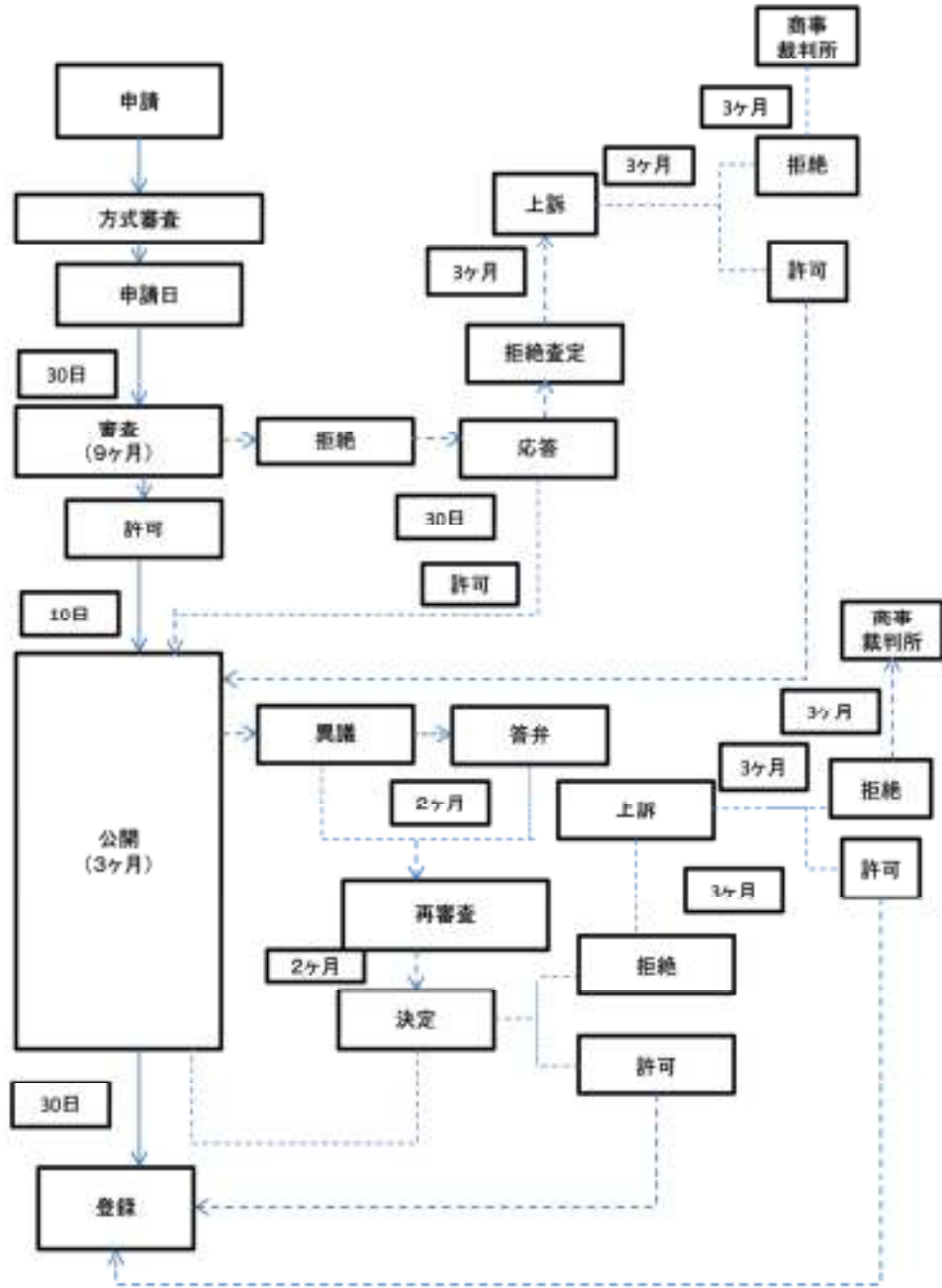
改正案：新しい商標（立体商標、ホログラム、音、匂い）導入、審査着手前異議申し立て期間設定（3ヵ月）など。登録されると商務裁判所で直接取り消しをするしかないので、要注意。

出願日より10年間保護、完了日の1年前より更新可能。

出願から登録まで約2年かかる。

必要書類：商標情報、出願人情報、具体的な指定商品／役務、商標の意味、願書(申請書)、委任状、Declaration of Ownership, (公証又は認証不要)

商標の出願フロー



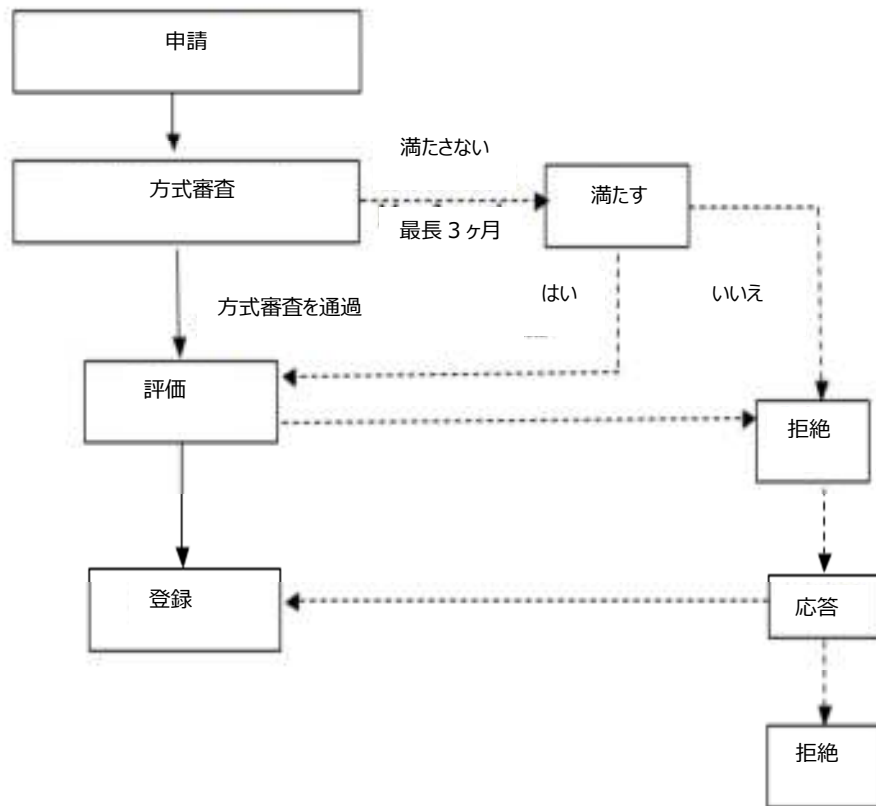
出典: <http://pacificpatent.com/ip-flowchart/>をベースに作成

5.3.4 著作権

著作権の発生は、登録を要件としない。しかし、インドネシアの小企業は、オーナーシップを証明するため、著作権を登録する手段を選んでいる。

改正により、登録後 70 年と保護期間が延びた。

著作権の出願フロー



<出典： <http://pacificpatent.com/ip-flowchart/>をベースに作成>

5.4 「特許年金」に関する留意点⁷⁶

インドネシアの特許年金の起算日と納付期限については、第 114 条に規定されている。インドネシアの特許年金は出願日が起算日となる。そして、出願日から特許付与の日が属する年までの特許年金を、特許付与の日から 1 年以内に 1 回目の年金として納付する必要がある。2 回目以降の特許年金の納付期限は、特許付与の日が基準日となる。

権利化段階で特許年金の納付が不要である点において、インドネシアと日本の特許年金制度は同じである。一方、出願から権利化までの期間が長くなるほど 1 回目の年金納付額が大きくなる点において、インドネシアの特許年金制度は日本の制度と異なる。そのため、インドネシアでは出願段階から特許年金も考慮して予算を管理することが望ましい。

多くの国では特許年金の納付を停止すると、特許権は自動的に消滅する。しかし、インドネシアでは特許権者が特許権の取り消し請求をしない限り、特許年金の納付を停止しても少なくとも 3 年間は特許権が存続する。

特許年金を継続して 3 年間納付しなかった場合、インドネシア知財総局は未納年から 3 年目の納付期日において特許権の取り消しを宣言し、これにより特許権は消滅することが特許法に規定されている。しかし、特許権者が継続して 3 年間特許年金を納付しなかった場合、現実的にはインドネシア特許庁が直ちに特許権の取り消しを宣言するわけではない。特許年金の納付を停止してから 5 年以上経過して、インドネシア知財総局が特許権の取り消しを宣言したケースもある。3 年間の期間は、特許権者が特許発明の実施を検討するのに十分な時間を与えるためのものである。年金未納による特許の取り消しは、知財総局から特許権者に対して書面で通知される。当該通知は本条によって定められる当該特許が取り消される日付を示す。3 年間に渡り支払われなかった年金は、当該特許権者によって支払われるべき負債として残る。

多くの国では特許年金の納付を停止すると特許権が消滅するため、特許年金を納付していない期間に対して特許権が存在することはない。しかし、インドネシアでは特許権者が特許権の取り消し請求をしない限り、特許年金の納付停止から少なくとも 3 年間は特許権が存続するため、特許年金を納付していない期間に対して特許権が存在することがある。特許権が存在している期間に対して納付されていない特許年金は、特許権者によって支払われるべき負債として残ることになる。

⁷⁶ <http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20150410.html>

5.5 特許法及び商標法改正案

5.5.1 特許法

特許法改正案は、現在国会（house of representative）で検討中である。その検討は 2016 年上半期で決着が付くと予想される。

注目すべき改正：

(i) 発明除外対象

- コンピュータープログラムのみからなる規則及び方法は、発明の保護対象としない。
- 公知となったものの新しい用途は、発明の保護対象としない。この改正は、医療・治療方法が保護対象から除外されているのを避けるため、出願人により利用されている SWISS タイプクレーム（「疾病 Y の治療薬の製造における化合物 X の使用」のような形式で記載されたクレーム形式）を許容する現在の実務を暫定的にとめることができる。

(ii) 実体審査

- 改正案は、特許庁が実体審査を専門家に依頼することを許容する。この改正により、知財総局が柔軟に審査資源を分配することができる。
- 審査に関する法定期間が導入される。これにより、現在の実務と比較して、知財総局の柔軟性が失われる。

	現行法	改正案（第 61 条）
OA 対応期間	3 月	3 月
1 回目延長	1 月	2 月
2 回目延長	1 月	手数料納付により 1 月
3 回目以上延長	1 月（審査官による）	最高 6 月（緊急な事情がある場合）

(iii) 権利付与後、登録書の訂正- 登録証の誤記（data errors）は訂正することが可能になる。

(iv) 権利付与後、訂正- 制限された理由で、登録査定より 3 月以内に可能。

(v) 権利維持- 追納に関する猶予期間が短くなる。最初の 3 年間連続して納付期間内に年金の納付がない場合、特許は取り消されるとみなされる。しかし、特許権者は、権利満了後 6 月以内に全ての年金を払えば、特許権を回復することができる。

(vi) 上述の取り消された特許には年金支払い義務が生じない。

(vii) 強制実施権- 風土病のため、特定の薬剤が必要になった開発途上国又は後発開発途上国へ特許製品を輸出するため、強制実施権を付与する追加的な根拠。

(viii) ボーラー条項（Bolar provisions）- 第 3 者は、特許満了後、特許薬剤を発売する前に、特許存続期間前 3 年の間、市場承認を求める目的のため特許発明を利用することができる（現行法 2 年が 3 年になる）。

(ix) その出所元を明示することにより生物資源を保護する。

5.5.2 商標法及び地理的表示法

商標法改正案は、現在国会（house of representative）で検討中である。その検討は 2016 年上半期で決着が付くと予想される。

注目すべき改正：

- (i) 非伝統的な商標を保護対象とする。（3D 商標、ホログラム、音響商標）
- (ii) マドリッド協定議定書（商標について国際登録を受けるための保護を確保するための条約）による国際出願
- (iii) 実体審査前 2 カ月の公報掲載（現行法は、実体審査前）
- (iv) 実体審査期間は 5 カ月
- (v) 登録までの期間を 14 カ月から 8 カ月まで短縮
- (vi) 侵害に関する刑事制裁強化
- (vii) 電子システムの導入

改正案は、地理的表示（GI）法に関する規定も含む。

以上

[執筆協力]

PT Rouse Consulting International (調査・編集)
新樹グローバル IP (翻訳等協力)

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)
ジャカルタ事務所
TEL: +62-21-5200264
FAX: +62-21-5200261

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。